

被災者支援の情報

このページでは、被災にあわれた方への情報をまとめて紹介します。

被災者緊急支援制度

災害によって被害を受けた方が、低利子で災害用資金の融資を受けることができる「被災者緊急支援制度」を新設しました。

これは、金融機関の災害用金融融資のうち、市が認めたものに対し、市が利子の1%を負担（利子補給）するもので、7月16日からの豪雨災害により被害を受けた方が対象となります。

融資の申し込みは、金融機関へ直接おたずねください。

利子補給の対象となる資金の種類、借入限度額および期間

資金の種類	借入限度額	利子補給期間
緊急生活資金	300万円	5年以内
事業運転資金	300万円	5年以内
住宅復旧資金	1,000万円	10年以内
業務用施設復旧資金	1,000万円	10年以内
共同利用施設復旧資金	1,000万円	10年以内

実施金融機関（8月1日現在）

いずれも農業協同組合、山陰合同銀行、島根銀行、出雲信用組合

おたずね	総務課（TEL 21 - 6606）
------	--------------------

市税などの減免について

このたびの災害によって損害を受けた場合、下記のとおり税金や保険料の減免、納期限の延長などが受けられる場合があります。該当するための要件など、詳しくは各問い合せ先におたずねください。

種類	対象	免除などの内容	おたずね
固定資産税	固定資産（土地、家屋、償却資産）に著しい損害を受けたとき	減免を受けられる場合があります 1	資産税課 （TEL 21 - 6667）
市民税	災害により、著しい損害を受け、納付が困難なとき 平成18年分所得税・市県民税申告	減免を受けられる場合があります 1 雑損控除が受けられることがあります	市民税課（TEL 21 - 6523）
所得税	災害により、住宅や家財などに損害を受けたとき	申告・納付などの期限延長、納税の猶予、所得税の軽減または免除、源泉所得税の徴収猶予または還付などが受けられる場合があります	出雲税務署 （塩冶善行町 出雲地方合同庁舎3階 TEL 21 - 0440）
県税	個人の事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税及び狩猟税については、県で定める基準により減免されます 1 申告期限および納付期限の延長（一定期間内に申請が必要）、納税の猶予などが受けられます		島根県東部県民センター 自動車・諸税グループ （TEL 0852 - 32 - 5626）

1 減免が受けられるのは、納期が到来していない分に限りです

次の保険料・負担金等についても、災害により住宅・家財に著しい損害を受けたときには、減免や手当の支給制限の災害特例などが受けられる場合があります。詳しくはおたずねください。

種類	おたずね	種類	おたずね
国民健康保険料 1	保険年金課 （TEL 21 - 2211 内線4316）	福祉医療自己負担金 障害者自立支援法サービス利用者負担金 特別障害者手当 特別児童扶養手当 障害児福祉手当	福祉推進課 （TEL 21 - 6694）
介護保険料 1 介護保険利用者負担額 高齢者配食サービス利用者負担金 軽度生活援助利用者負担金	介護保険課 （TEL 24 - 6111）	保育料 放課後児童クラブ負担金 乳幼児医療自己負担金 児童扶養手当	少子対策課 （TEL 21 - 2211 内線4515）

1 減免が受けられるのは、納期が到来していない分に限りです

水道料金・下水道使用料の特別減免

対象：7月に発生した豪雨災害により、床上・床下浸水の被害を受けた建物で、水道・下水道を使用している方

減免期別：災害復旧期間を含む期別の水道料金・下水道使用料（1期分）

減免の額：今回の使用水量と昨年同期の使用水量を比較し、増加分を減免水量として認定し、減額します。

手続き：今回の災害により、床上・床下浸水と認められた方（事業所・建物を含む）には、上下水道局から通知をしますので、個別の申請は必要ありません。

今回の災害により、宅内の水道管が漏水していることも考えられます。水道の蛇口をすべて閉め、水道メーターが動いていないか、確認してみてください。

おたずね	出雲市上下水道局 水道営業課 料金係（TEL 21 - 3511）各支所上下水道担当課
------	---

り災証明書の発行について

「り災証明願い」の用紙に記入し、自治会組織または民生委員などの証明を受け、提出してください。被災状況の写真的添付が必要です。

おたずね	総務課（TEL 21 - 6606） 各支所地域振興課
------	--------------------------------

し尿の汲み取り料補助について

浸水被害による「し尿」の汲み取りをされた方は、汲み取り料金の半額を補助します。「申請書」に記入し、自治会組織の代表者などの証明を受け、提出してください。必ず、汲み取り料金の領収書（原本）の添付が必要です。

口座引き落としの場合も、領収書発行を業者に依頼し、領収書を添えて申請してください。

おたずね	総務課（TEL 21 - 6606） 各支所地域振興課
------	--------------------------------



ボートを使用して孤立した被災者を救助する出雲消防団上津分団（7月19日 船津町）

「自分たちのまちは自分たちで守る」
消防団が大活躍

消防団は、地域における防災・消防の中核的存在で、ボランティア精神のもとに成り立っています。

今回の災害では、日ごろの訓練の成果を発揮して、自らの危険を顧みず、人命救助や避難誘導を行うなど、めざましい活躍をみせました。

「困った時はお互いさま」
ボランティアが被災家庭をお手伝い

災害ボランティアセンターの呼びかけにより、県内外から集まったボランティア。7月30日までの参加者は延べ約1,400人になります。

被災世帯の家の片付けや、土砂の取り除きなどに協力し、復旧に大きく貢献しました。

災害ボランティアセンターについて

災害ボランティアセンターとしての活動は、7月30日をもって終了しました。今後、ボランティアによる支援が必要な方は、下記までご相談ください。

・出雲市総合ボランティアセンター（TEL 21 - 5400）



被災家屋から泥を取り除く災害復旧ボランティア（7月22日 所原町）

そして、助け合いの心を学ぶ